(趣旨)

第1条 この要綱は、Fukuoka Art Next (以下「FaN」という。)事業パートナー (以下「パートナー」という。) の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(パートナー登録の届出)

第2条 パートナー登録をしようとする者は、市長に対して、あらかじめパートナー登録届出書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて届け出なければならない。

(対象)

- 第3条 パートナー登録の対象は下記の者とする。
 - (1)企業
 - (2) 地域・市民団体、ボランティア団体
 - (3) その他市長が対象と認める場合

(決定)

- 第4条 市長は、第2条の届出を受けた場合であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、パートナー登録を決定するものとする。
 - (1) 福岡市内において、市民がアートに触れる機会を創出するため、アートに係る展示やイベント、創作活動等に取り組み、FaN 事業推進に寄与すると認められる場合
 - (2) 市の信用や品位を損なうおそれがない場合
 - (3) 法令や公序良俗に反する事業、又はそのおそれがないと認められる場合 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77 号)第2 条第2 号に規 定する暴力団又は同法第2 条第6 号に規定する暴力団員を利するおそれがない場合

(涌知)

第5条 市長は、前条の規定により登録決定又は登録不可の決定を行ったときは、パートナー登録を しようとする者に対し、決定通知書(様式第2号又様式第3号)により速やかに通知するものと する。

(決定の取消し)

- 第6条 市長は、前条の規定によりパートナー登録の通知を行った後において、次に掲げる場合に該当すると認められるときは、当該決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、第5条の規定による決定を受けた者(以下「登録者」という。)に対して取消通知書(様式第4号)により速やかに通知するものとする。
 - (1) 登録者が第4条に掲げる要件に該当しないことが判明したとき。
 - (2) 届出の内容が事実とは異なることが判明したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、パートナー登録を決定することが適当でないと認められる事実が判明したとき。
- 2 決定の取り消しにより登録者に損害が生じても、市はその責任を負わない。

(登録期限)

- 第7条 登録者は、決定通知書に記載された登録期間の範囲内でパートナー登録することができる。 (活動状況の確認)
- 第8条 市長は、パートナー登録決定された登録者の活動状況等を確認するため、登録者に対して、 資料の提出又は報告を求めることができる。この場合において、登録者は、速やかにこれに応じ なければならない。

(権利設定の禁止)

第9条 登録者は、FaN ロゴに新たに商標法(昭和34 年法律第127 号)による商標登録、意匠法(昭和34 年法律第125 号)による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を設定し、又は登録してはならない。

(紛争の解決)

第 10 条 登録者は、パートナー登録に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに自己 の責任と費用負担において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(登録者の活動に対する責任)

第 11 条 パートナー登録した登録者が実施するアートに係る展示やイベント、創作活動については、 市が保証するものではなく、すべて登録者が責任を負うものとする。

(事務)

第12条 パートナー登録に関する事務は、経済観光文化局文化振興部課長(アートのまちづくり推進担当)において行う。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーの登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

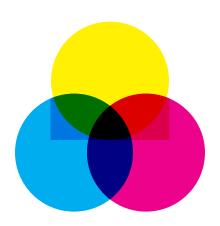
この要綱は、令和5年5月25日から施行する。



ロゴマーク使用マニュアル Fukuoka Art Next LOGO MARK MANUAL 【ロゴマーク】



【コンセプト】



Fukuoka Art Next の頭文字をとって、FaN

a の部分は、色の3原色である赤、青、黄色を用いアーティストの持つ個性を無限の色で表現しました。
「FaN」には、風を送る、広がる、またアーティストのファンになるという意味があります。
福岡市全体でアーティストを応援し、「Fukuoka Art Next」の取組みが
まち全体に広がっていくよう、ロゴに願いを込めました。

このロゴは、福岡市がアートネクストの様々な事業を推進する中で活用していくとともに、 市民の皆さんや事業者、大学などでアートの展示やイベントなどを実施する際に 活用していただき、皆さんとともに、Fukuoka Art Next を進めていきたいと思います。

【基本タイプ A】

基本はAタイプを使用しますが、 アイソレーションを確保できない場合はBタイプを使用して下さい。



【基本タイプ_B】

アイソレーションを確保できない場合は、こちらを使用して下さい。

FaN Fukuoka Art Next

【説明テキストを添える場合】

ロゴの意味を説明する場合など、ロゴとテキストとあわせる場合は、下記のテキストを使用してください。 ※テキストを配置する際は、ロゴのアイソレーションに注意して、ロゴとテキストの間に適切な余白を確保してください。 ※テキストのフォントは、ロゴのイメージを損なわないようなものを使用してください。

① ロングバージョン

福岡市は、彩りにあふれたアートのまちを目指して、暮らしの中で身近にアートに触れる機会を増やし、アーティストの成長支援に取り組む『Fukuoka Art Next』を推進します。

② ショートバージョン

福岡を彩りにあふれたアートのまちに

【アイソレーション】

下記の余白の範囲内にしたがって使用して下さい。また、余白の範囲内には他の要素を配置しないで下さい。





【最小サイズ】

下記のサイズより小さいサイズでは使用しないで下さい。



12mmより小さいサイズでは使用しないで下さい。

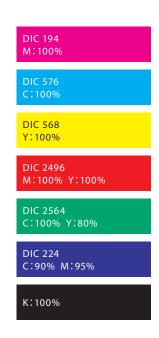


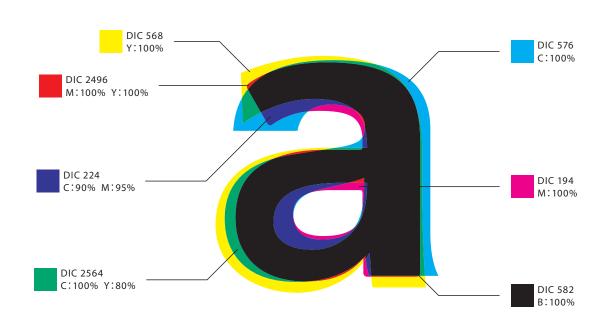
19mmより小さいサイズでは使用しないで下さい。

【ロゴマーク:カラー】

下記の指定した色を使用して下さい。





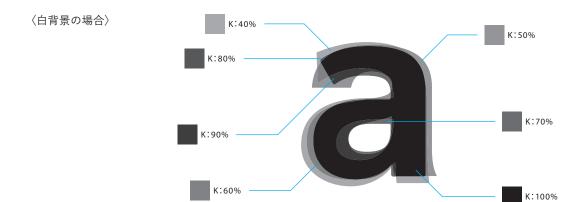


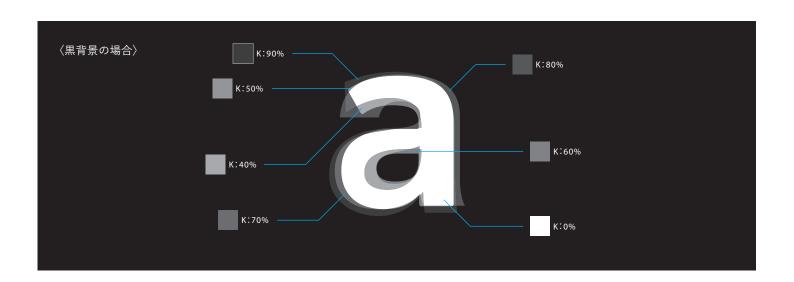
【ロゴマーク:モノクロ】

下記の指定した色を使用して下さい。

FallFukuoka Art Next

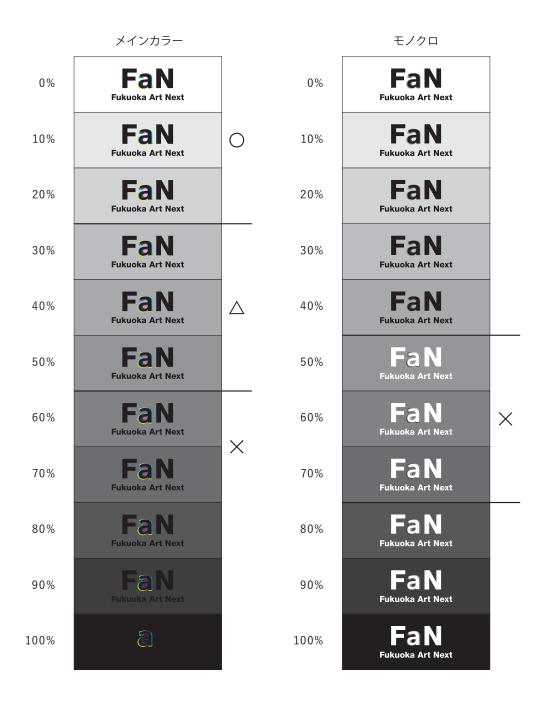






【背景色目安】

下記を参考に、ロゴマークの視認性が高いものを使用することを推奨します。



【背景に写真を使用する場合】

背景に写真を使用する場合は、下記を参考にして下さい。









〈視認性が確保できない場合は白ベタを下に置いて配置して下さい。〉





【禁則事項】

下記の禁則事項を守って使用して下さい。



規定の色以外を使用してはならない



パターンを使用してはならない



組み方を変えてはならない



比率を変えてはならない



変形してはならない



一部を大きくしてはならない



指定外の書体に変更してはならない



要素を追加してはならない



文字間を変更してはならない



影を付けて使用してはならない



アウトライン表現をしてはならない



白フチをつけてはならない